

厚岸町議会 第4回定例会

平成20年12月12日
午前10時00分開会

- 議長（南谷議員） 皆さん、おはようございます。
ただいまより平成20年厚岸町議会第4回定例会を続会いたします。
- 議長（南谷議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（南谷議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、10番、谷口議員、11番、大野議員を指名いたします。
- 議長（南谷議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
10番、谷口委員長。
- 谷口委員長 第15回の議会運営委員会を昨日開催をいたしました。報告を申し上げます。
議件は、追加議案等の審査方法についてであります。
（1）議案第97号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。
審査方法は、本会議において審査することといたしました。
（2）発議案第2号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についても、審査は本会議において行うことといたしました。
（3）意見書案第16号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書。審査方法は、本会議において審査することといたしました。
以上、議会運営委員会の報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（南谷議員） 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会開会のため、本会議を休憩いたします。

午前10時02分休憩

午後4時25分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ時間の延長を行います。

- 議長（南谷議員） 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会続行のため、本会議を休憩いたします。

午後 4 時25分休憩

午後 4 時54分再開

- 議長（南谷議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第 3、議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算、議案第85号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第86号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第87号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算、議案第88号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第89号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第90号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、議案第91号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第92号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 9 件を再び一括議題といたします。

本 9 件の審査については、平成20年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

9 番、菊池委員長。

- 菊池委員長 平成20年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算外 9 件の審査については、昨日と本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（南谷議員） 初めに、議案第84号 平成20年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成20年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 平成20年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号 平成20年度厚岸町老人保健特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号 平成20年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第89号 平成20年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 平成20年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号 平成20年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号 平成20年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（南谷議員） 日程第4、議案第97号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第97号 厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由と内容の説明を申し上げます。

国民健康保険法では、出産育児一時金の支給は保険者が条例で定めることと規定されており、厚岸町国民健康保険条例における出産育児一時金につきましても、健康保険法に準じて、第6条で出産育児一時金の支給金額を35万円と規定しているところであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成20年12月5日に政令第371号として公布され、平成21年1月1日から施行されることに伴い、厚岸町国民健康保険条例におきましても、出産育児一時金に関する規定の改正を行おうとするものです。

この改正要因は、通常の出産により重度の脳性麻痺となった患者の救済等を目的とする、いわゆる産科医療補償制度が始まることに伴い、この制度に加入する病院や助産所などの分娩機関では、1分娩当たり3万円の補償制度に係る保険料負担が生じることとなり、これにより出産をする被保険者が支払う分娩費用においても上昇が見込まれるために、補償制度に係る保険料負担増分を出産育児一時金で補おうとするものです。これに伴い、厚岸町国民健康保険条例においても同様の改正を行おうとするものです。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております別紙説明資料、厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

第6条第1項に「ただし、町長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。」を加えるものであります。

今回の改正趣旨であります産科医療補償制度により、被保険者が負担増となる補償制度に係る保険料分の補てんとして、出産育児一時金の支給額の加算に関する規定の追加であります。

なお、健康保険法施行令の一部を改正する政令と制度説明用の追加資料を配付させていただきましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

次に、第6条第2項は、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「第7条」を「次条」に改めるものであります。引用する法律名を改める内容ですが、既に改称されておりましたが、本条例の改正がなされていなかったため、今回の改正に合わせ改正するものです。

第7条第2項は「以下「高齢者医療確保法」という。」を削る内容ですが、以後の条文にこの引用法令名はないことから削るものであります。

議案にお戻りください。

附則であります。

第1項は、改正後の規定を、平成21年1月1日から施行するものであります。

第2項は、施行日前の出産に係る支給額は、なお従前の例によるものとするものであ

ります。

また、本条例改正に係る出産育児一時金の加算額を3万円とすることなどを定めた厚岸町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考に供していただきたいと思っております。

最後に、条例の一部に不備がありました点につきましておわび申し上げますとともに、以後このようなことのないよう事務の適切な執行に十分意を配してまいりますことを申し添え、以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正の内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（南谷議員） 日程第5、発議案第2号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

1番、音喜多議員。

●音喜多議員 ただいま上程いただきました発議案第2号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、お手元に配付されている説明資料のとおり、議員報酬の削減を、現在平成20年度限りとなっておりますが、これを21年度においても引き続き今年度同様に改正するものであります。

既に、この件については皆さんご承知のことと思っておりますが、議員各位のご理解を賜りますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（南谷議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（南谷議員） 日程第6、意見書案第16号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（田崎係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（南谷議員） 提出者であります大野議員に提案理由の説明を求めます。
11番、大野議員。

- 大野議員 ただいま上程いただきました意見書案第16号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書であります。内容は、職員のただいま朗読されたことに尽きるわけですが、改めて申し上げるまでもなく、森林は水源の涵養や国土の保全はもとより、地球温暖化を防止するなど重要な役割を果たしております。本道には約6割を占める国有林が大きな位置づけにあり、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化が求められております。また、森林・林業の担い手の育成と地域活性化が重要であると考え、強く要請するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。以上でございます。

- 議長（南谷議員） これより質疑を行います。

(なし)

- 議長（南谷議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（南谷議員） 日程第7、各委員会先進地行政視察報告書を議題といたします。

総務常任委員会並びに産業建設常任委員会が閉会中に実施した先進地行政視察の報告書が、今般、それぞれ委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 日程第8、産業建設常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、会議規則第77条の規定により、産業建設常任委員会が所管事務について調査した結果の報告書が、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定しました。

- 議長（南谷議員） 日程第9、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（南谷議員） ご異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（南谷議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。

よって、平成20年厚岸町議会第4回定例会を閉会いたします。

午後5時16分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成20年12月12日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員